



鳥取県公報

令和2年1月24日（金）
第9170号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	土地収用法による事業の認定（21）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 2
	開発行為に関する工事の完了（22）（西部総合事務所生活環境局）・・・・・・・・ 3
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（危機対策・情報課）・・・・・・・・・・ 4
	一般競争入札の実施（消防防災航空センター）・・・・・・・・・・ 7
	総合評価一般競争入札の実施（病院局総務課）・・・・・・・・・・ 10

告 示

鳥取県告示第21号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年1月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 起業者の名称

社会福祉法人真誠会

2 事業の種類

小規模多機能型居宅介護事業所整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分 米子市上福原字高砂地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

小規模多機能型居宅介護事業所整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第23号に掲げる社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業の用に供する施設に該当し、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、当該事業に必要な予算について、補助金及び借入金により予算措置を講じている。また、他の福祉施設を運営している実績もあるため、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越し、事業計画に合理性も認められることから、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 得られる公共の利益

米子市における65歳以上の高齢者の人口は、団塊の世代が75歳の後期高齢者になる令和7年には平成27年の41,432人から約2,688人増加し、44,120人になると推計されている。また、高齢化率も28.5パーセントから32.2パーセントに上昇し、それに伴い要介護認定者は8,436人から10,125人に増加し、要介護認定率も20.1パーセントから22.5パーセントに上昇すると推計されている。

起業地である福生圏域は、高齢者人口が3,000人を超える地域であり、独居高齢者の割合が27.7パーセント、配偶者65歳以上の夫婦二人暮らし世帯の割合が37.5パーセント、介護が必要だが現在は受けていない高齢者の割合が10.5パーセントといずれも米子市内で最も高く、介護の必要な高齢者の割合も6.8パーセントと高い割合となっている。今後、高齢者が増加していく中、近い将来必ず介護事業所が必要となってくる圏域であるとともに、第7期米子市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画においても、新たに介護事業所を整備する対象圏域となっている。

また、本件事業で整備する介護事業所は、現在、福生圏域の北側に1箇所しか存在しておらず、南側の住民は、離れた他圏域の介護事業所に行かざるを得ない状況となっている。

本件事業は、介護が必要となった高齢者が住み慣れた地域での生活を継続することができるように、通い、宿泊及び訪問のサービスを組み合わせ提供するものであり、本件事業の実施により、福生圏域の南側の住民も、住み慣れた地域で介護サービスを利用することが可能となるとともに、当該圏域における介護サービスの継続的な支援体制の整備を図ることができる。

また、本件事業においては、起業地隣接の保育園との交流も計画しており、核家族化が進み高齢者との関わりが希薄となっている子どもたちと高齢者が交流する機会が得られ、当該地域における地域交流を更

に図ることができると考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業ではないが、工事の際には周辺環境に十分配慮することにより、環境に与える影響は軽微なものとする事ができる。

また、当該地域は土地改良事業等はなされておらず、農業振興地域整備計画における農用地区域にも指定されていない。周囲は市街化の傾向が見られ、営農上の影響はなく、失われる利益は少ないものと判断される。

なお、自然環境については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、保護のための特別措置を講ずべき動植物は見当たらず、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による埋蔵文化財包蔵地についても確認されていない。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定については、利用者にとっての利便性、収用面積、地域交流等の観点から3つの候補地について比較検討した結果、これらの要件を満たすものとして当該起業地が選定されており、合理的なものとして認められる。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

本件事業は、次に掲げる理由から、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

ア 事業を早期に施行する必要性

起業地である福生圏域において、介護事業所は北側の1箇所しか存在しておらず、南側の住民は離れた他圏域の介護事業所に行かざるを得ない状況となっている。また、今後、高齢者が増加していく中、近い将来必ず介護事業所が必要となってくる圏域であるため、継続的な支援及びサービスを行うためには、早急な整備が必要である。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、本件事業の実施に必要なかつ合理的な範囲であると認められる。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

米子市加茂町一丁目1 米子市福祉保健部長寿社会課

鳥取県告示第22号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和2年1月24日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

1 開発許可の年月日及び番号

令和元年12月23日 鳥取県指令第201900247584号

2 開発区域に含まれる地域の名称

境港市外江町字紺屋堀

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市渡町2986-1

松本 龍一

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年1月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

令和2年度鳥取県危機管理情報ネットワークシステム保守業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 入札方法

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札（鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第122条第3項第4号に規定する郵便等（親展と明記したものに限り。以下同じ。）による入札を可とし、当該郵便等による入札を含む。以下同じ。）により行うので、入札説明書に示す方法に従って計算した金額（以下「入札価格」という。）を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、この契約は、入札価格に100分の110を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を総支払上限額とする定期点検及び故障修理の単価契約とする。このため、落札額が契約金額とならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等管理運営及び建物等の保守管理の電気通信設備管理（運転保守）であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和2年2月4日（火）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 電波法（昭和25年法律第131号）第24条の2第1項の登録を受けている者であること。

- (6) 本件調達と同種で同程度の規模であると認められる地上多重無線及び地域衛星通信ネットワークの保守に関する契約を国又は地方公共団体と締結し、平成26年4月1日から令和2年1月23日までの間にその履行を完了した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県危機管理局危機対策・情報課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(2) 業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県危機管理局危機対策・情報課

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(4) 入札説明書等の交付方法

令和2年1月24日（金）午前11時から同年2月19日（水）正午までの間にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和2年1月24日（金）から同年2月19日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和2年3月6日（金）から同月16日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の開始日にあつては午前11時からとし、最終日にあつては正午までとする。

なお、郵便等により入札書を提出する場合にあつては、令和2年3月6日（金）午前11時から同月13日（金）午後5時までの間に(1)の場所に提出（必着）することにより入札に参加することができる。

イ 開札日時

令和2年3月16日（月）午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

- (2) 紙入札による場合は、入札書を「入札書」と明記した封筒（以下「封筒」という。）に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、封筒には必ず件名及び入札者名を記載すること。

- (3) 本件入札に参加を希望する者にあつては、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和2年2

月19日（水）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類が電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵送等又は持参により4の(1)の場所に、期限内に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、会計規則第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として総支払上限額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和2年2月定例会において本件業務に係る予算（以下単に「予算」という。）が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わないものとする。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : 2020 Maintenance and upkeep of Tottori Disaster prevention administration radio, 1 Set

(2) February 19, 2020 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) March 16, 2020 noon : Time-limit for submission of tenders

(March 13, 2020 5:00PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact Point for the notice : Disaster Prevention Bureau Disaster Prevention Staff 1-271
Higashimachi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年1月24日

鳥取県危機管理局消防防災航空センター所長 村 上 健 一

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

- ア 鳥取県消防防災ヘリコプター（アグスタ式AW139型）運航管理業務 一式
- イ 航空気象情報提供業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札は、紙入札により行う。

入札者は原則として、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額を含めた契約申込金額を入札書に記載すること（消費税が不課税又は非課税のものを除く。）とし、この額を契約金額とする。なお、課税事業者にあつては、内訳として消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が車両・船舶及び航空機類の航空機部品及び修理であり、かつ、その他の委託等のその他であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和2年2月5日（水）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 令和2年1月24日（金）から同年3月11日（水）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 令和2年1月24日（金）から同年3月11日（水）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) この公告に示した役務に関する連絡及び調整について速やかに対応できる者であること。

(6) 入札日の時点において、航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項又は第123条第1項の許可を受け

ている者で、かつ、アグスタ式AW139型のヘリコプターを使用して、航空運送事業又は航空機使用事業（受託事業を含む。）を1年以上継続して行っている者であること。

- (7) 本件調達物件と同種で同程度の規模であると認められる契約を、国又は地方公共団体と締結し、平成27年4月1日から令和2年1月24日までの間にその履行を完了した実績を有する者であること。
- (8) 鳥取県消防防災ヘリコプター運航管理業務等委託仕様書に定める操縦士等の有資格者を鳥取県の専任の職員とすることができる者であること。
- (9) 航空法第20条第1項第3号、第4号及び第7号に掲げる業務の能力について、同項の認定を受けている者であること。
- (10) 航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2の規定により、航空機製造事業法施行規則（昭和29年通商産業省令第52号）第5条第2号トの区分に係る修理の事業の許可（同法第2条の8の規定による当該区分の変更の許可を含む。）を受けている者であること。
- (11) 航空機製造事業法第9条第1項の規定による認可を受けている者であること。
- (12) アグスタ式AW139型の機体製造者であるアグスタウエストランド社から、認定サービス工場証明（C S F : Customer Service Facility）を取得している者であること。

3 契約担当部局

鳥取県消防防災航空センター

4 入札手続等

(1) 入札及び仕様に関する問合せ先

〒680-0941 鳥取市湖山町北四丁目344-2

鳥取県消防防災航空センター

電話 0857-38-8125

電子メール shobobosai@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和2年1月24日（金）から同年2月28日（金）までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/289311.htm>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和2年1月24日（金）から同年2月28日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年3月11日（水）午前11時（ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月10日（火）午後5時必着とする。）

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札は、紙入札により行うものとし、入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和2年2月14日(金)正午までに、持参又は郵便等の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札書に記載した金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、入札書に記載した金額が会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

- ① Operation of tottori fire and disaster prevention helicopter (Agusta AW139) , 1 Set
- ② Provision of flight weather news service, 1 Set

(2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation : noon, 14, February, 2020

(3) Time-limit for submission of tenders : 11:00 AM, 11, March, 2020

(4) Time-limit for submission of tenders by registered mail : 5:00 PM, 10, March, 2020

- (5) Contact Point for the notice : Fire and Disaster Prevention Aviation Center Staff 344-2
Koyama-cyo kita, Tottori-shi 680-0941, Japan TEL 0857-38-8125

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年1月24日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

1 調達内容

(1) 件名及び数量

鳥取県立厚生病院総合医療情報システム更新業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

(4) 履行場所

鳥取県立厚生病院（倉吉市東昭和町150）

(5) 入札方法

ア 落札者の決定は、総合評価一般競争入札により行うので、入札説明書に定める提案書等（以下「提案書等」という。）及び入札書をそれぞれの提出期限までに提出しなければならない。なお、提案書等の種類及び提出部数は、入札説明書による。

イ 再度入札は2回までとする。（初回入札と合わせて3回までとする。）

ウ 入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額とする。）とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 令和2年1月24日（金）から同年3月5日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 令和2年1月24日（金）から同年3月5日（木）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和2年1月31日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

オ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

イ 次の競争入札参加資格のそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加者名簿への登録に関する申請書類を令和2年1月31日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が(1)のアからウまでの全てに該当すること。

オ 代表者が(1)のエに該当すること。

カ 各構成員が、本件入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表者の氏名

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資比率

(キ) 構成員の責任

(ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(コ) 解散後のかし担保責任

(サ) その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院医療情報管理室

4 入札手続等

(1) 入札書の提出先及び問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院医療情報管理室

電話 0858-22-8181（内線3550）

電子メールアドレス kouseibyoun@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付の方法

入札説明書その他の資料は、令和2年1月24日（金）から同年2月7日（金）までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyoun/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付すること。

ア 交付期間及び時間

令和2年1月24日（金）から同年2月7日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時か

ら午後5時まで。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 提案書等の提出期限及び提出場所

提案書等は、令和2年3月2日(月)の午後5時までに(1)の場所に提出すること。

(5) 入札書(見積書を含む。)の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

令和2年3月5日(木)午後1時。ただし、郵送による入札書(見積書を含む。)の提出期限は、令和2年3月4日(水)正午までとする。

イ 提出場所

鳥取県立厚生病院第3会議室(外来中央診療棟5階)。ただし、郵送による入札書(見積書を含む。)の提出場所は(1)の場所に同じ。

ウ 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に郵送することとする。

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加表明書等を、4の(1)の場所に令和2年2月7日(金)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。

この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定の例により入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札者の決定方法

(1) この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内において入札を行ったもののうち、評価点及び価格点の合計点数が最も高いものを落札者とする。

(2) 評価点は、提案書等の内容について、入札説明書に示す各項目の加点の上限の範囲内で採点し、それを合計するものとし、その上限は600点とする。

(3) 価格点は、初期導入費用である入札価格と保守費用(7年分)に分かれ、次により換算し加点する。

価格点=400点×(1業者における入札価格と保守費用見積額の合計額が最低の提示金額)÷(入札参加業者ごとの入札価格と保守費用見積額の合計額)

(4) 合計点数が最も高い者が2以上あるときは、くじ引きにより、落札者を決定するものとする。なお、提

案書等の評価に時間を要するため、入札者はあらかじめ開札時にくじを引いておくものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて本件入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

- (2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに財務規程、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 手続における交渉の有無

無

- (5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products : 1 Set of Integrated Hospital Information System for the development of public works management

- (2) February 7, 2020 5:00 PM:Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
March 2, 2020 5:00 PM:Time-limit for submission of proposal

- (3) March 5, 2020 1:00 PM:Time-limit for submission of tenders

March 4, 2020 noon:Time-limit for submission of tenders by registered mail

- (4) For further inquiries please contact : Property Managements Division, Administration Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital 150 Higashishowa-machi, Krayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan
TEL:0858-22-8181